平成２３年（フ）第９１号
山形県米沢市大字関根14843番地
破産者　梅津　　芳
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第８３号
石川県小松市大川町２丁目125番地
破産者　菊田　和子
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第４４２号
名古屋市中川区東起町１丁目66番地の１　シティ・ライフ東起103号
破産者　アリ・モータースことモハマッドアリこと　ＡＬＩ　ＭＯＨＡＭＭＡＤ
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２２５号
愛知県東海市名和町塚森24番地　チッタ名和602号
破産者　大厚設備工業こと　中村　圭吾
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０号
京都府福知山市東平野町６番地ベネシスオサダノ寮502号室
破産者　西村柳三郎
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
京都府綾部市十倉中町元陣屋10番地
破産者　山口　由尚
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第９４２７号
大阪府豊中市東寺内町17―17―203号、開始決定時の住所大阪府豊中市北条町４丁目８番70―605号
破産者　倉橋厨房企画こと　倉橋　隆好
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６４９号
大阪府大東市灰塚３丁目７－１、開始決定時の住所大阪府東大阪市東鴻池町４－７－７シャトー丹下307号
破産者　磯村いづみ
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６６８号
大阪府門真市桑才139―38、開始決定時の住所大阪府枚方市出口１丁目２番16―1104号
破産者　上川　明久
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６６９号
大阪府門真市桑才139―38、開始決定時の住所大阪府枚方市出口１丁目２番16―1104号
破産者　上川　悦子
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１０２号
大阪府高槻市下田部町１丁目29番14号
破産者　林　　正也
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８４５号
大阪府枚方市藤阪北町21番１―705号
破産者　町田　大樹
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１９９号
大阪市西成区聖天下１丁目10番39―605号
破産者　山﨑　浩二
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２００号
大阪市西成区聖天下１丁目10番39―605号
破産者　山﨑　涼子（旧姓加）
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２２４号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目４番27号
破産者　森下　　將
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６７６号
大阪府茨木市真砂３丁目12番26号
破産者　諸本　　満
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８４１号
奈良県生駒市喜里が丘１丁目７番23号
破産者　池田　勝憲
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８７１号
大阪府池田市石橋２丁目３番10－Ｃ号、前住所大阪府箕面市小野原西６丁目13番４号
破産者　田中　　篤
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８８７号
兵庫県芦屋市南宮町６番16―307号
破産者　足立　健治
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部